

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
22	農地の一時転用における許可不要な場合の追加等の見直し	1
27	農村地域産業等導入基本計画の廃止等	5
26	地域公共交通に係る各協議会等を一元化可能とする見直し	8
3	小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化	11
19	感染症法に基づく医師の届出を検査施設設置市町村経由とする見直し	14

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省、農林水産省 第2次回答

管理番号

1

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化

提案団体

紫波町、川越市

制度の所管・関係府省

文部科学省、農林水産省

求める措置の具体的内容

教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間で元の原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為(土木・建設工事等)が行われる場合、早期に教育委員会が試掘調査を実施し、記録保存調査や開発行為の工法等の見直しの要否を確認する必要がある。
また、周知の埋蔵文化財包蔵地でなくとも、文化財が埋蔵している可能性がある土地でも開発計画が増加傾向にあり、埋蔵文化財包蔵地の的確な把握のため、教育委員会が試掘調査を行っている。その他、開発行為は伴わないが土地の鑑定評価や学術調査・分布調査等のため、事前に試掘調査を実施しなければならない事例もある。

しかし、農地で試掘調査を実施するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要であるが、農業委員会等での手続きのため、許可までに1~2ヶ月程度要し、その後の記録保存調査の実施や開発行為等も後ろ倒しとなっている。記録保存調査は、遺跡等の現状保存が不可能な場合に現地を発掘し、痕跡を資料化するものであるが、特に冬季は雪等の影響により実施できないことがあるため、試掘調査の依頼が秋頃にされたとしても、記録保存調査が春以降となり、住宅の建設等が遅れてしまっている事例もある。

以上を踏まえ、試掘調査は地方公共団体が行う一時的なものであり、文化財保護制度の中で実施するものであることから、その後無断で別の目的に転用されることも想定されないことを考慮し、農地法上の一時転用許可の取得を不要とすることを求める。

令和2年度における試掘調査の件数: 13 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

迅速な試掘調査の実施により、一層の文化財保護が図られることに加え、土地の有効活用促進につながる。また、土木・建設工事等の期間短縮により地域経済の活性化が見込まれる。

根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項、文化財保護法第93条、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日文化庁次長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、須賀川市、佐倉市、柏市、小田原市、長野県、田原市、枚方市、羽曳野市、広島市、山口県、大村市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

農地で埋蔵文化財包蔵地把握のための試掘を行う場合であっても、当該農地の周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかや、試掘後に当該農地が確実に原状復旧されることが担保されているかどうか等については、あらかじめ確認しておく必要があると考えている。
ただし、これら必要事項の確認が、農地の一時転用許可手続きではなく他の代替措置により行うことが可能かどうかについては、今後検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

埋蔵文化財の試掘調査については一時転用許可を不要とするという理解でよいか。その場合、速やかに措置することとし、その時期について御教示いただきたい。
また「他の代替措置」とは、具体的にどのようなものを想定しているか御教示いただきたい。
本提案の主旨は公共的かつ短期間で原状復旧される試掘調査実施の迅速化であり、当該手続きの簡素化と期間短縮が必須であることをお含み置きいただいたうえで検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
【全国町村会】
提案団体等の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、試掘調査の実施による周辺農地への悪影響等がないことを確認した上で一時転用許可を不要とすることを念頭に必要な措置を検討するとの説明があったが、関係省庁間で農地への影響を速やかに確認し、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。
○農地の一時転用許可を不要とした場合の代替措置について、その可否を含め、地方公共団体の負担とならないよう検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

現在、文化庁及び内閣府地方分権改革推進室と調整の上で、埋蔵文化財の試掘調査の実態や、これまでに周辺の営農に支障が生じた事例の有無について、調査を行っているところである。本調査結果によって、周辺農地への支障を生じるような問題が生じていないのであれば、一時転用許可を不要としてよいと考えている。
また、第1次回答でお答えした「他の代替措置」についても、上記の調査結果により必要性を含め判断することとするが、仮に代替措置を必要とする場合でも、ご提案の趣旨を踏まえ、極力軽易なものにしたいと考えている。
許可不要とする場合は省令の改正を予定しており、その改正時期は令和3年度末を予定している。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

122

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地が一部含まれる（荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えないものに限る。）としても、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とするよう、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知）を改正すること。

具体的な支障事例

荒廃農地を活用して営農型太陽光発電設備を設置する場合、10年間の一時転用許可が認められている。しかし、事業者が荒廃農地であると考えて営農型太陽光発電設備の設置を検討する地域であっても、荒廃農地と荒廃農地の間などに荒廃農地でない農地が含まれていることが多く、こうした地域において、営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可を受けるためには、①荒廃農地だけで10年間の許可申請を行う、②荒廃農地とそれ以外の農地をあわせて3年間の許可申請を行う、③荒廃農地とそれ以外の農地をそれぞれ10年間で3年間で許可申請を行う、という3つのパターンが考えられる。

しかし、①は、営農型太陽光発電設備を設置できなかった農地が荒廃農地になるリスクが高いまま残されることが懸念される。②は、3年間の許可期間では銀行からの融資が受けられず営農計画及び発電計画が頓挫してしまう事例があり、かつ、3年ごとに行政書士に依頼し、申請を行うことが事業者にとって大きな負担となる。③は、事業者にとって申請手続が煩雑となるほか、3年間の許可申請部分が再許可が得られない場合に一体的な土地利用に支障が出ることが懸念される。

したがって、平成30年に荒廃農地の一時転用許可期間が10年間に見直されたものの、これまで数件相談があったが、現実的には活用できていないのが実情であり、今後も同様の事例が生じることが想定される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者の利便性向上に資するとともに、一体的な土地利用が可能となり、農地が荒廃農地になるリスクが軽減されることが期待される。また、農地転用許可権者の負担が軽減される。

根拠法令等

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日農村振興局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、川崎市、豊田市、京都市、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

営農型発電設備の下部の農地について、同一の事業につき荒廃農地と荒廃農地以外の農地が存する場合の一時転用期間の取扱いについては、当該下部の農地の大半が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地と荒廃農地以外の農地が連坦しており、これらが一団のまとまりを有する場合には、荒廃農地を再生利用する取組として取り扱い、荒廃農地以外の農地も含めて、10年以内の一時転用期間とすることを可能とすることとする。

このため、必要な通知の発出等の措置を講じる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県としては、経営耕地(荒廃農地以外の農地)の範囲を、荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えない場合を想定しているが、1次回答中の「農地の大半が荒廃農地を再生利用するもの」とはどのような場合を想定されているのか御教示いただきたい。

また、本案件は荒廃農地の再生利用の観点から、早期に実現していただきたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○荒廃農地以外の農地を一部含む場合の具体的な考え方を早急に検討し、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

○「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱い(平成30年5月15日農村振興局長通知)」が技術的助言であることを、当該通知において明確にすべきではないか。

各府省からの第2次回答

第1次回答における「農地の大半が荒廃農地を再生利用するもの」とは、一団のまとまりのある農地のうち荒廃農地の面積が2分の1を超えている場合であって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合を想定している。

なお、本件については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知)の改正において技術的助言として明確化することとし、令和3年度末の改正を予定している。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し

提案団体

鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。

具体的な支障事例

農村産業法(旧農工法)については、平成29年に法改正が行われた際、企業の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえ、都道府県・市町村が各計画を策定することとされた。

そのため都道府県は、市町村の農村地域産業等導入実施計画(以下「実施計画」という)の意向や実態に合わせて、基本計画を策定・変更することとなったが、当該改正によって基本計画は、都道府県が望む姿やグランドデザインといった観点で薄れたため、その存在意義・必要性が乏しくなっている。

また、法律上は基本計画の策定は任意とされているが、都道府県が基本計画を策定しなければ、市町村は実施計画の策定ができないスキームとなっていることから、都道府県は基本計画の策定が実質的に義務付けられている。

そのため、当県においても、市町村からの具体的なニーズに基づき、この度20年以上ぶりに基本計画を変更しなければならなくなったが、基本計画の存在意義等が低下する中において、関係機関との調整や国への同意付き協議など、計画変更に要する過大な事務負担が生じる状況にある。

一方で、地方拠点法においては、都道府県が地方拠点都市地域(国の同意付き協議)のみを定め、当該地域内の複数市町村等が共同して基本計画(都道府県の同意付き協議)を作成し、類似の特例・支援措置を受けることが可能となっている。

そのため、農村産業法についても、都道府県は、基本計画によらない手法での調整(導入すべき産業の業種や農用地等の利用調整に関する事項等のみを何らかの形で決定するなど)を行った上で、国の基本方針等を踏まえた市町村の実施計画に対する同意を行うスキームに見直せば、事務負担の軽減を図ることができると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県においては、基本計画の策定・変更に関する事務負担が軽減される。

市町村においては、基本計画に代わる手法による調整が現在よりも迅速に行われれば、実施計画の策定に要する期間の短縮が見込まれる。

根拠法令等

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉県、長野県、滋賀県、岡山県、福岡県

○現行制度では、市町村が、具体的な場所や導入業種を盛り込んだ実施計画を策定する場合、あらかじめその導入業種が県の基本計画に位置付けられている必要がある。そして県の基本計画の策定および変更は国に協議を行う必要があり、結果的に、市町村の速やかな計画策定の支障となっている。

そもそも、法令、ガイドライン、国の基本方針がある中で、更に都道府県が基本計画を策定することは必要性に欠けるものであり、都道府県は、市町村から実施計画策定に向けた協議を受ける中で、それが法令等に即したものとなっているか確認、指摘をする役割を担っている。

○事例として、県内自治体の実施計画に県基本計画にない業種を盛り込むととなったため、基本計画に業種を追加する必要性が生じた。令和2年度に基本計画の変更を行ったが、国への協議等に時間を要するため、その後の実施計画の策定にも時間を要することとなった。

このように、実施計画に基本計画にない業種を盛り込む場合、その都度基本計画の変更が必要であり、事務が煩雑である。また、その結果、市町村での実施計画策定に時間を要している。

○当県では、平成30年3月に基本計画を策定し、今年度に計画の見直しを行う予定である（現在、国の基本方針が示されていない）。

しかし、実際には、基本計画の必要性が乏しい中、計画の見直しには関係機関との調整や国との協議などに多大な事務負担が生じることが予想される。

については、左記の①に記載された方法等での事務負担の軽減を図る必要がある。

○農村地域産業等導入基本計画を廃止することにより、当県においても事務負担の軽減を図ることができる。

各府省からの第1次回答

農村産業法及び同法に基づく国の基本方針（農村地域への産業の導入に関する基本方針、平成29年8月制定）において、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られる業種を、本基本方針や都道府県が定める基本計画等に即しながら、市町村が実施計画において定めることとしている。

都道府県の基本計画は、地域の特性を活かし、その実情に応じた内容を定める役割を果たすものであり、かつ、地域振興に関する計画及び都市計画等との調和を保つ指針となるべきものでもあり、その存在意義は重要であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

基本計画の趣旨が、基本方針を踏まえて農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られる業種を定めることにあるのであれば、都道府県において業種を定めて地域の実情に応じた施策の実施やその他の計画との調和を保つことは、基本計画の策定という手法によらなくとも達成できるものとする。また、市町村が策定する実施計画に対する都道府県による同意付き協議により、実施計画が他の地域振興に関する計画等との調和を取ることとすれば、そうした目的は達成可能であると思われる。

加えて、共同提案団体も含め、多数の県から基本計画の策定が負担であるという意見やその必要性を疑問視する意見が出ていることを踏まえ、都道府県の基本計画の策定の実質的な義務付けを廃止すべきである。

なお、具体的な企業の立地ニーズに基づいて、市町村が実施計画を、都道府県が基本計画をそれぞれ策定する現状では、農村地域への産業導入に関し、都道府県が先導的な役割を果たす効果も期待しにくいと考える。

こうした中、基本計画の頻繁な変更を不要とする観点からは、ガイドライン等の改正による対応も考えられるが、基本計画策定に伴う多大な事務負担は解消されず、基本計画策定という調整手法そのものの必要性に対する疑問が今回の提案の契機であり、計画策定という手法によらない簡易な必要最小限の調整手法を検討すべきである。

農村産業法が求める趣旨・目的を達成しつつ、事務負担の軽減を図るためにも、基本計画の必要性について、今一度検討いただき、法令上の対応を求めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○1次ヒアリングにおいて、市町村の意向に合わせて都道府県の基本計画の変更が必要となる業種選定に関する国の基本方針等を見直す方向で検討するとの説明があったが、提案団体が提案に至った背景は、基本計画の変更に伴う多大な事務負担に加え、法令、ガイドライン、国の基本方針がある中で、市町村の実施計画策定のために都道府県が基本計画を策定しなければならないという調整手法そのものの必要性にある。このため、まずは都道府県の計画策定という手法によらない簡易な必要最小限の調整手法を2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

農村産業法は、3つの目標（導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入目標、農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標、農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標）を同時に達成することにより、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図ることを目的としている。

こうしたことから、都道府県も地域の実情を活かし、その実情にあった都道府県としての目標と目標達成のための手段を定め、かつ農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針として土地利用の調整ルールを定めることを規定しており、目標とそれを達成するための手段を組み合わせた内容を定めることから、他の法令と同様に計画として位置づけられている。

また、本制度は、農村地域に産業を導入するにあたって、税制等の優遇措置とその他の国の支援が措置されていることから同意付き協議の手続きが設けられているとともに、都道府県は基本計画を作成し、目標達成するための措置を講ずる役割も担っていることから、都道府県の役割が地方拠点都市の指定を行うことのみに限られる地方拠点法のようなスキームとするのは困難であるとする。

当省としては、今回の御提案は、現行において基本計画にない業種を実施計画に盛り込む場合、その都度基本計画の変更が必要となり、これが都道府県の事務負担になっていることが背景となっているものと理解しているところであり、本件に対しては、業種選定に係るこうした運用を規定している基本方針やガイドライン等について見直すことで対応して参りたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

地域公共交通分野に係る各協議会等を一元化することを可能とする見直し

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあること及び事務の効率化の観点から、以下を求める。

- ①地域公共交通分野に係る各協議会等を活性化協議会に一元化することを可能とすること(地域協議会と地域公共交通会議の権限を、活性化協議会で行うことを可能とする)
- ②上記にあわせ一元化する活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は都道府県を、都道府県が主宰する場合は市町村を入れることとする

具体的な支障事例

【現状】

地域公共交通に関する会議には、都道府県主宰の生活交通確保対策地域協議会(地域協議会)と市町村主宰の地域公共交通会議、地域公共交通活性化協議会(活性化協議会)がある。

【支障】

現状、地域公共交通に関する会議が3つ存在し、都道府県・市町村で構成員が重複している類似の会議をそれぞれ開催し、同じ案件を議事として審議している。市町村主宰の地域公共交通会議と活性化協議会でも別々に会議を開催していることから、都道府県、市町村の事務として非効率である。

また、路線バスの休廃止協議は、単一市町村内の路線であっても、都道府県の地域協議会の協議事項とされているが、市町村主宰の地域公共交通会議の協議結果を追認するだけで実質的に形骸化しており、事務が重複していると言わざるを得ない。

さらに、地域公共交通会議(市町村)や活性化協議会(市町村)の構成員に都道府県が位置づけられておらず、①広域的な観点からの意見・調整が機能しないおそれがあるとともに、②休止中の路線等にコミバスを運行する場合に交通事業者の意向が強く反映される傾向があり、住民の生活交通の確保に影響が生じることがある。一方、国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が都道府県の地域協議会による計画策定から市町村の活性化協議会による計画策定へ変更されたことにより、セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になることが見込まれる。

以上から、地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあり、路線バスから自家用有償運送など広く地域交通に関する協議を行う活性化協議会において、一元的に議論することが望ましい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域公共交通に係る会議を一元化することで、地域公共交通に関し、より総合的な政策決定を円滑に行うことが可能になるとともに地方公共団体における事務の円滑化が図られる。

根拠法令等

道路運送法施行規則第9条の2、第9条の3、第15条の4
 地域協議会の要件に関する告示(平成13年国土交通省告示第1202号)
 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、郡山市、滋賀県、姫路市、明石市、相生市、宝塚市、高砂市、淡路市、たつの市、佐用町、鳥取県、香川県、高知県、宇土市、小林市、沖縄県

○都道府県と市町村で構成する活性化協議会で路線再編を協議した案件について、協議会の構成となっている各市町村が主宰する地域交通会議でも同内容の協議をする必要がある。さらに都道府県主宰の生活交通確保対策地域協議会でも協議を行うなど、事務の重複が生じている。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置している「当市地域公共交通会議」は、地域公共交通計画(当市総合交通計画)について審議を行っている。また、道路運送法に基づき設置している「当市地域公共交通会議陸運分科会」(以下「陸運分科会」という。)は、コミュニティバスや乗合タクシー、路線バスについて審議を行っている。

今般の法改正に伴い、地域公共交通特定事業における実施計画の策定は、地域公共交通会議での審議を経ての策定が必要となるが、再編を行うとなれば路線バスの経路変更や代替移動手段の活用など、陸運分科会での合意も必要となるため、両会議で審議内容に共通する部分が多くなると推測される。

上記の理由から、陸運分科会と地域公共交通会議を一元化できれば、事務の円滑化を図ることができる。

ただし、乗合バス等の運行費補助と地域公共交通計画の連動化については、地域公共交通計画の作成が地域公共交通確保維持事業による補助要件として定められることから、広域路線を各自治体の地域公共交通計画に位置付け協議会で審議することとなれば、沿線市町間において路線の必要性等の認識のズレが生じる恐れがあるため、県主宰の協議会で補助対象系統について議論することが望ましい。

○当市では地域公共交通会議のみの設置であり、地域公共交通活性化協議会は未設置であるものの、国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が都道府県の地域協議会による計画策定から市町村の活性化協議会による計画策定へ変更されたことにより、セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になることが見込まれる。

各府省からの第1次回答

①ご提案のような状況に対応するため、令和2年11月に、地域の実情を踏まえた地方の裁量により、地域公共交通会議や地域協議会を活性化協議会として位置付けることが可能である旨を示す通知を发出し、各協議会を一元化することができる旨お示ししているところ(「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う協議会制度の運用等について(令和2年国総地第84号)」)。

②現行制度下においても、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第5条第1項において、都道府県が地域公共交通計画を作成しようとする場合、当該都道府県の区域内の市町村と共同して地域公共交通計画を作成することとなるため、同法第6条第2項第1号により、協議会の構成員には共同で作成する市町村が含まれることとなる。

また、同法第6条第2項第3号により、市町村が地域公共交通計画を作成しようとする場合、協議会の構成員につき、市町村が必要と認めれば都道府県を追加することは可能であり、市町村の裁量により、議論の内容に応じて都道府県の参画可能な制度としている。一方、法令で都道府県を構成員として加えることを一律で義務付けることは、市町村の裁量や自主性を狭めてしまうのではないかと懸念される。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

生活交通の幹線系統は地域協議会(都道府県主宰)、フィーダー系統やコミバス、自家用有償は地域公共交通会議(市町村主宰)、地域公共交通計画は活性化協議会(市町村主宰)と議論の場を別々に設けることは、地域の一体的・総合的な政策決定に支障があるため、その機能を一元化の上、市町村単位で活性化協議会を設置・運営し、当該協議会で地域協議会と地域公共交通会議の役割も果たすことを可能とすることを提案している。令和2年国総地第84号の通知では、地域公共交通会議や地域協議会に法定協議会(活性化協議会)の機能を付加する方法や、法定協議会にバス分科会を設ける方法等が示されているが、3つの会議の存続を前提とした運営面での取扱いに過ぎず、根本的な効率化になっていない。また、法律や施行規則に根拠がある会議を通

知で一本化することは各地方公共団体が施策を進めるうえで分かりづらい。
 実態として形骸化している地域協議会を廃止し、市町村の活性化協議会で協議を行うことが可能であることを法令上措置し、簡素で構成員、住民にもわかりやすい形式に改めることで、都道府県・市町村の事務の効率化を図ることとしていただきたい。
 また、地域協議会を廃止することから、実質的な議論が行われる市町村会議の場において、広域的な観点からも意見・調整が行えるよう、会議の構成員に都道府県が必須となることも提案している。
 地域公共交通に関する総合的な判断・政策決定を行うために、住民に身近な市町村単位での設置を基本としつつ、都道府県・市町村が一体的に議論を進める体制を検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

協議会等の一元化について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法令改正を含め適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○通知(令和2年国総地第84号)の内容は、3つの協議会等の存在を前提とした運営面での取扱いに過ぎないのではないか。特に、地域協議会は都道府県のみが主宰できるとされていることから、市町村が主宰する場合の活性化協議会等には運営上も一元化できないのではないか。

○地方公共団体の総合的な政策決定や事務効率化の観点から、法令上、活性化協議会において、他の2つの協議会等の協議事項を協議できるよう規定することを積極的に検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

各協議会については、地方公共団体の御事情に応じて、簡便な手続による開催など柔軟に対応可能な仕組みとしており、現行制度において、円滑に議論を進めて頂いている地方自治体も存在する。

御提案の内容については複数の協議会事務の合理化等を目的としていると思料されるところ、これらの協議会における協議対象は、バス路線の休廃止、路線再編のあり方や代替交通の確保策など地域住民の利便性に直結していることから、市町村及び事業者間、複数の市町村間等の関係者間の利害について、円滑な調整を進めることが不可欠であるところ、これらの観点も考慮しながら、開催方法の明確化等も含め、どのような対応が可能か検討してまいりたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

168

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化

提案団体

埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、静岡県、高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

小児慢性特定疾病指定医の指定等の申請先を一元化し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医と同様に、指定医の申請は主として診断を行う医療機関のある都道府県等にのみ行うよう見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

児童福祉法第19条の3に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けるには、都道府県等(都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市)が定める指定医が作成した診断書が必要となる。

指定医の指定を受けるには、勤務地の医療機関のある都道府県等への申請が必要だが、複数の医療機関に勤務する場合、勤務地の都道府県等が異なる場合は、各々の都道府県等への申請が必要となる。厚生労働省課長通知等に定められている。また、申請は新規申請だけでなく、変更申請及び5年ごとの更新申請が必要となる。

<申請件数>

令和元年度 新規:39件 変更:12件 更新:330件

令和2年度 新規:35件 変更:4件 更新:31件

【支障事例】

現行制度では、医師が複数の医療機関に勤務する場合、その勤務地の都道府県等が異なる場合にはそれぞれの都道府県等に指定医の指定等の申請をしなければならず負担が大きい。また、指定する都道府県等においても負担が生じている。(当県が管轄する複数の医療機関に勤務している指定医師数は、令和3年2月末時点で510名のうち83名である。なお、当県が管轄する医療機関に勤務し、かつ、他の都道府県等が管轄する医療機関に勤務する医師については把握できない。)

また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医については、主として指定難病の診断を行う医療機関のある都道府県(政令市含む)のみに指定医の指定等の申請をすることとされており、類似の医療費助成制度にもかかわらず、申請先の考え方が異なるため医師や医療機関からの問い合わせもあり混乱している。

【制度改正における懸念の解消策】

指定医の指定等の申請先を一元化した場合、主として診断を行う医療機関のある都道府県等以外の都道府県等は、指定医の指定等の状況を把握することができないのではないかと懸念も考えられるが、申請先の一元化とともに指定医の指定等を行う都道府県等が指定医師の指定・取消し等を行った場合には、公表することとなっているため、他の都道府県等も指定等の状況を把握することは可能である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

医師が複数の医療機関に勤務する場合で、その勤務地の都道府県等が異なる場合に、各々の都道府県に指定に指定等の申請を行う必要がなくなり、複数の医療機関に勤務する指定医の負担軽減や行政の効率化に繋がる。

根拠法令等

児童福祉法第19条の3、59条の4
 児童福祉法施行規則第7条の11、第7条の17
 小児慢性特定疾病指定医の指定について(平成26年12月11日付雇児母発1211第2号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、茨城県、柏市、相模原市、長野県、豊田市、岡山県、倉敷市、長崎県、沖縄県

○近日中に意見書を作成する予定の医師が、当県での指定を受けていないことが分かった。当該医師は、他都道府県で指定を受けていたため、当県での申請は不要と考えていたと思われる。医師の勤務する医療機関へ事情を説明し、取り急ぎ申請・指定の事務を行った。
 ○提案どおりに実現してよい。
 ○前段については、難病制度において、既に実施しており問題はない。
 ○現状では指定医であるかを確認するために、医療機関のある所在地の自治体のホームページを閲覧して調べていたため、左記にあるような効果は十分に期待できると考える。
 ○申請先が複数あるために、医師や医療機関が申請先や書類の記載を誤る事例があり、修正の手間や負担が生じている。
 ○医師が県と当市に対し、使用する様式や申請先を誤る事例が発生している。
 ○当市においても、指定医の指定を受ける際に、当市以外の医療機関への勤務先変更届を提出される場合等があり、県への申請をご案内するが、手続きの煩雑さや、申請のやり直しによる届け出の遅れが生じていると懸念される。

各府省からの第1次回答

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定医の申請については、医師が診断書の作成を行おうとする全ての医療機関の所在地を管轄する都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市・区(以下「都道府県等」という。)に申請を行うこととしている。一方、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づく指定医の申請については、医師が診断書の作成を行おうとする主たる医療機関の所在地を管轄する都道府県及び指定都市に申請を行うこととしている。これは、児童福祉法においては、難病法よりも多くの主体に支給認定等の事務を担っていただいている中で、各都道府県等において管内の指定医を把握・管理することで、例えば支給認定の審査の際に容易に指定医を確認することができる等、円滑な運用に資するためのものである。
 ご提案のように、児童福祉法においても主たる医療機関の所在地を管轄する都道府県等にも指定医の指定の申請を行えばよいこととした場合、複数の医療機関で勤務する医師や、指定医の申請を受け付ける都道府県等の負担が軽減されるという利点が考えられる一方で、例えば医療費助成の申請を受けた都道府県等において、他の都道府県等での指定状況を確認する手間が増えるほか、ある県において指定や指定の取消等が行われた場合に、他の都道府県等が当該処分を認識し、確実に必要な処分を行うことができなくなる可能性があるといった課題も懸念される。
 これらを踏まえ、ご提案については、一元化した場合の利点や課題について、患者団体・医療関係者・自治体関係者等の意見を聴きながら、指定申請先を一元化するよう見直しを行う方向で検討することとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、「指定申請先を一元化するよう見直しを行う方向で検討する」と提案の実現・対応に前向きな御回答をいただいたことに対して、感謝申し上げます。
 複数の医療機関で勤務する指定医師や指定医の申請を受け付ける都道府県等の負担が軽減される一方で、他県等の指定や処分の状況を把握する手間が増える可能性はあると考えている。

この点については、全国の指定医師の情報を取りまとめ、ホームページで一元的に公開するなどの対応を行うことができれば、状況把握の手間は少ないと考えている。
※全国の難病法の指定医情報は「難病情報センター」のホームページで公開している。
指定医の負担軽減や行政の効率化の観点から、提案の早期の実現・対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 患者団体、医療関係者、地方公共団体関係者の意見を確認した上で、指定申請先を一元化する方向で見直しを行っていただきたい。
- 本年度末までに結論を得ることを前提に、上述の実態調査を含め、検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

一元化の是非について、患者団体・医療関係者・自治体関係者等の意見を聴きながら、指定申請先を一元化するよう見直しを行う方向で検討することとする。
その際、一元化した場合の指定医の確認方法に関する運用上の工夫も含めて対応を検討する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の医師の届出における経由先の追加

提案団体

延岡市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保健所設置市等以外の市町村が設置した検査施設において、医師が同法第12条第1項第1号に掲げる者を診断した場合は、施設を設置した市町村長を経由して最寄りの保健所長に届け出ることが可能となるよう法改正を求める。

具体的な支障事例

当市は、県の検査機関との距離が遠いこともあり、新型コロナウイルス感染症の検体検査施設を整備し、令和2年8月17日より検査を実施している。

現行の法制度では、当市が整備した検査施設において、医師が診断した検査結果を、市には報告を受ける権限がなく、新型コロナウイルス感染症の市内での感染状況を迅速に把握するために市が費用を拠出して検査施設を整備したにもかかわらず、その結果の報告を受けることができない。

市民の生命を守るため、市が検査施設の整備を行ったことは、当然、市民に対して広報を行っているが、市が整備したのに、その結果を市が知ることができないというのは、市民の理解が得られにくく、「行政が感染情報を隠しているのではないか」などといった、不安や不満の要因になっているとともに、風評や憶測といった根拠のない情報が蔓延する原因となることも懸念される。

また、県による検査結果の判定及び発表は、全県下から集まってくる検体の検査結果をまとめた上で行うため、1～2日以上遅れることも多いが、その間に感染が拡大したり、風評や憶測が広がるなど、県が一括して行うことによるデメリットが顕在化している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市としても、県との密接な連携のもと、濃厚接触者の調査等も一緒に行いたいと考えており、検査結果の報告を市が受けられるようになった上で県・市が連携して感染防止に取り組む「地方分権型感染防止体制」を今後構築できればと考えている。

そのためにも、まず市が感染状況を迅速に把握し、感染者やその家族等の人権にも十分に配慮しながら、地域の実情に応じた適切な情報発信や迅速な感染防止策の実施を市として行うことで、市民の不安の軽減や風評・憶測といった根拠のない情報の蔓延の防止にもつなげることができる。

また、ひとり親家庭や要介護者がいる家庭など、特にケアが必要な者への市の迅速な対応も可能となる。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—
—

各府省からの第1次回答

感染症対策においては、感染症の発生状況等の情報を収集し、それを迅速に分析し、その結果を基に必要な措置を講じていくことがまん延防止及び感染症の発生予防のため重要である。このため、感染症法（以下「法」という。）においては、法第12条等に基づく医師等からの届出と、当該届出等を基にした法第15条に基づく積極的疫学調査による感染症の発生動向等の把握により情報収集を行う仕組みとなっている。法上、こうした仕組みによる情報を基に、患者への適切な医療提供や就業制限等の感染拡大防止策を講じることとしている。これらは広域的・専門的な対応が必要であり、都道府県に加え保健所設置市・特別区も都道府県と同様の立場に立って権限を行使することとなっている。

本提案により市町村が患者情報の把握から公表まで行うために医師の届出を受けることとした場合、市町村において、通例都道府県が行っている広域的・専門的な対応に類する対応を患者等に対して行う責任を負う必要があるところ、保健所を有しない全国の市町村に対してこれを一律に課すことは困難である。

また、医師の届出先が診断場所によって市町村長である場合と最寄りの保健所である場合に分かれることとなること、経路機関を増やすことは、対応の着手が遅れるリスクがあること等から、新型コロナ対策の渦中において、こうした届出の在り方を変更した場合、現場への混乱が生じ対策に支障が出る蓋然性が高い。

加えて、患者情報は、都道府県との連携・協力のもと、必要な情報共有と住民への情報提供が期待されている上、感染防止・プライバシーの観点の両面から慎重な取扱いが求められるところ、必ずしも全ての市町村が十分な広域的・専門的体制を持たない中で、情報を共有する市町村を増やすことは適当ではない。

これらを踏まえると、迅速性・広域性・専門性が求められる感染症対策において、御提案のような市町村経由事務の新設は困難であるが、保健所を有しない市町村と都道府県との間の情報共有については様々な方法が考えられ、御提案の実現により想定する対応については、例えば、患者からの同意取得や、委託契約の改定等により検査機関から結果報告を受けることや、県が保有・整理した情報を共有頂くことで達成可能であると考えられる。従って、県との連携を密にし、県に必要な情報提供の頻度を上げることを依頼する等により対応可能であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村は、子育て支援や要介護世帯支援、義務教育、未就学児教育などを総合的に担っており、感染者の家族の支援や国民への行政サービスの安定的な提供の確保等を考えると、市町村が迅速に対応することが極めて重要です。

また、風評被害への対応も、普段から地域住民との間で「顔の見える関係」である市町村が関係者に直接説明することが最も効果的です。

そのため、第一報が市町村に入ることは非常に有意義なことです。

さて、本提案は都道府県の全ての業務権限移譲を求めるものではなく、医師の届出を市町村経由とし、感染者やその家族へのケア、感染者の勤務先等での風評拡大防止など、普段から住民との距離が近い市町村ならではの業務に迅速に着手することを想定したものです。

提案実現の際は、市町村と都道府県それぞれの強みを活かした役割分担を行うこととなりますが、「広域的・専門的な対応が必要」な業務は、これまでどおり都道府県が担うことが適当であると考えています。

なお、貴省ご提案の「本人の同意取得や、委託契約改定等により検査機関から結果報告を受ける」ことについては、すでに昨年県及び延岡市医師会に同様の提案を行いました。感染症法第12条第1項の規定を理由に断られています。したがって、国におきましては法改正を行っていただく必要があると考えています。

なお、改正内容については、市が設置した施設か否かに関わらず、当該市町村内の医療機関を対象として、「都道府県と市町村の協議により合意が得られた場合は、医師の届出を市町村経由でできる」といった地域の実情に応じて情報共有及び感染拡大防止対策等強化のための体系を柔軟に形成できる内容がよいと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都道府県の行う感染症対策に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 都道府県から保健所設置市等以外の市町村への感染症情報の提供と感染症法第12条や守秘義務との関係を明確にして、早急に地方公共団体に周知いただきたい。
- 感染症情報について都道府県から保健所設置市等以外の市町村に円滑に提供するための仕組みについて、感染症法に位置付けることも含めて検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

既に現行制度の中で、住民に身近な立場である市町村が自宅療養者の食料品、日用品等の購入の代行などを行う仕組みを構築するため、サービスの提供に必要な情報を県から提供頂くといったように、県と市で積極的に連携を行っている県がある。御提案団体においても、県と連携頂くことで市が設置した検査施設だけでなく市内すべての検査を情報取得の対象とすることが可能である。加えて、感染症対策を効果的に進めるという観点からは、措置権限を持つ都道府県と連携・調整することが不可欠であることを踏まえると、検査施設から報告を受ける方法よりもむしろ、このような形で県とご連携いただく方が望ましいと考えている。

このため、経路機関を追加するという形ではなく、県と保健所をもたない市町村が感染症対策に当たり、円滑に情報連携いただけるよう、政府としても患者情報の共有についての好事例を自治体へお知らせすることにより対応したい。

なお、既に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部令和3年8月25日付け事務連絡「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（周知）」及び「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱いについて）」（令和3年9月6日付け健感発0906第2号厚生労働省健康局結核感染症課長・総務省自治行政局行政課長通知。以下「通知」という。）においても、感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市とされているが、自宅療養者の生活支援などの住民サービスについては、住民に身近な立場である市町村の協力も重要であるため、法第44条の3第6項の規定に基づき、都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うよう要請を行っているところである。その上で、通知においては、自宅療養者等に係る個人情報の提供に関する考え方をお示するとともに、法第44条の3第6項に基づき県と市町村が連携して生活支援事業を行っている自治体の好事例の紹介を行っているところである。

（全文は別紙へ）

厚生労働省結核感染症2次回答

感染症対策においては、感染症の発生状況等の情報を収集し、それを迅速に分析し、その結果を基に必要な措置を講じていくことがまん延防止及び感染症の発生予防のため重要である。このため、感染症法（以下「法」という。）においては、法第12条等に基づく医師等からの届出と、当該届出等を基にした法第15条に基づく積極的疫学調査による感染症の発生動向等の把握により情報収集を行う仕組みとなっている。法上、こうした仕組みによる情報を基に、患者への適切な医療提供や就業制限等の感染拡大防止策を講じることとしている。

本提案に沿い、市町村が患者情報の把握から公表まで行うために医師の届出を受けることとすると、市が設けた検査施設である場合とそうでない場合で、医師の届出先が市町村長である場合と最寄りの保健所である場合に分かれることとなる上、経路機関を増やすことになり、現場への混乱が生じる可能性が高いことや、患者情報は、感染防止・プライバシーの観点の両面から慎重な取扱いが求められるところ、必ずしも全ての市町村が十分な広域的・専門的体制を持たない中で、情報を共有する市町村を増やすことは適当ではない。

一方で、既に現行制度の中で、住民に身近な立場である市町村が自宅療養者の食料品、日用品等の購入の代行などを行う仕組みを構築するため、サービスの提供に必要な情報を県から提供頂くといったように、県と市で積極的に連携を行っている県がある。御提案団体においても、県と連携頂くことで市が設置した検査施設だけでなく市内すべての検査を情報取得の対象とすることが可能である。加えて、感染症対策を効果的に進めるという観点からは、措置権限を持つ都道府県と連携・調整することが不可欠であることを踏まえ、検査施設から報告を受ける方法よりもむしろ、このような形で県とご連携いただく方が望ましいと考えている。

このため、経路機関を追加するという形ではなく、県と保健所をもたない市町村が感染症対策に当たり、円滑に情報連携いただけるよう、政府としても患者情報の共有についての好事例を自治体へお知らせすることにより対応したい。

なお、既に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部令和3年8月25日付け事務連絡「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（周知）」及び「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱いについて）」（令和3年9月6日付け健感発0906第2号厚生労働省健康局結核感染症課長・総務省自治行政局行政課長通知。以下「通知」という。）においても、感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市とされているが、自宅療養者の生活支援などの住民サービスについては、住民に身近な立場である市町村の協力も重要であるため、法第44条の3第6項の規定に基づき、都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うよう要請を行っているところである。その上で、通知においては、自宅療養者等に係る個人情報の提供に関する考え方を示するとともに、法第44条の3第6項に基づき県と市町村が連携して生活支援事業を行っている自治体の好事例の紹介を行っているところである。